

別記様式第1号(第四関係)

羽幌町活性化計画

ほっかいどうとままえぐんはぼろちょう
北海道苫前郡羽幌町

令和2年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 羽幌町活性化計画

都道府県名 北海道

市町村名 羽幌町

地区名(※1)

羽幌地区

計画期間(※2)

令和2年度～令和5年度

目 標 (※3)

羽幌町の人口は3年間で7,323人から6,800人に減少(約7.1%減少)しており、地域の基幹産業である農業も高齢化と後継者不足から今後の農業者人口の減少が懸念されている。本計画は、地域の基幹産業である農業経営の安定化と地域農業の活性化を通じて、農業後継者やUターン就農者を確保し、定住人口の増加を図るものである。

地域の主たる農産物である米は、北限のうち米という特徴があり「オロロン米」として販売されている。その販売額は、現状で平成30年度の米販売額は1,309百万円となっており、オロロン米の品質やブランド価値をこれまで以上に高めることで知名度が向上し、国内の幅広い需要に応えていくことで販売額を増加させることが期待される。このため、米の貯蔵倉庫を建設し出荷貯蔵能力の向上を図ることで、米の品質区分を細分化し、低タンパク・高品質米を安定供給するものとする。米の品質向上等による販売額の増加並びに新規就農者(1名)の増加を目指す。

また、施設の集約化によって農作業の効率化と働きやすい環境整備を図ることもあわせて、農業所得の向上による農業経営安定化と地域農業の活性化を目指すものとする。

目標設定の考え方

地区の概要:

羽幌町は、北海道日本海北部、留萌地方中部に位置し、総面積472.65km²で、海上24kmに日本最北の国定公園に指定されている天売島・焼尻島を有している。東部は天塩山地に連なる山岳地帯であり、その主峰ピッシリ山を源流に羽幌川と築別川が東西に貫流し、その流域は肥沃な農耕地となっている。

冷涼な気候ながら肥沃な農地と河川により農耕条件に恵まれ、古くから水稻、麦、豆類等の栽培が盛んに行われ、特に水稻、麦の品質食味は全道的にも優れ、農地は楡の菌状であり中山間傾斜地も多く、農作業効率はその形状から効率的とはいえず、農地の基盤整備や農業機械の導入による共同利用、共同作業を進め、合せて農地の集積等を行い生産コストを下げる努力を重ねてきた。

現状と課題

羽幌地区は明治の開拓以来農業、漁業により栄えてきたが、地域の主要な作物である水稻は農業経営の根幹をなすものであり、転作対策として麦、豆類等を推奨し、一方で農地集積等によりコストダウンと農業経営の確立を図ってきたが、農産物価格の低迷による農業収入減少や先行き不透明な情勢もあり、厳しい農業経営状況にある。

当地区の課題としては、

- (1) 良食味で収量性のある「ゆめぴりか」を導入しているが、近年の気象下において低タンパク米比率、収量性が不安定となっており、販売量が伸びない一因となっている。
- (2) 一方、「ななつぼし」は低タンパク米比率、収量性が安定していることから、「ななつぼし」の作付を増やし、販売区分の細分化によって高品質米を中心に販売額を増加させることが可能となる。しかしながら、既存の貯蔵施設では収容力が不足しており、区分管理を細分化できないことが課題となっている。
- (3) JA職員の人員削減や施設作業員の高齢化等により新たな雇用の確保が必要、以上のような課題がある中で、今後も継続した生産基盤の維持、農業所得の向上を図り、将来の担い手や後継者のために魅力ある農業を実現するには、本施設が必要である。

今後の展開方向等(※4)

農業従事者の担い手不足、高齢化は地域農業の衰退はもとより自治体の存亡に係る重大な問題となっている。

労働時間の削減のため直播栽培や疎植栽培等の省力化栽培やドローン導入等のスマート農業の取組推進や、集出荷施設の整備によって低タンパク・高品質米を安定供給することで、産地評価の確立と農業所得の向上を図り、魅力ある農業を実現することで農業後継者の流出防止、Uターン就農者の増加により課題解消を図る。

また、令和1年度に設立したオロロン地区担い手確保対策協議会と連携し各種イベントに参加することで、新たな人材の確保を図る。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
羽幌町	羽幌地区	農林水産物集出荷貯蔵施設	オロロン農業協同組合	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であつて、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

羽幌地区(北海道苫前郡羽幌町)	区域面積(※2)	46,950.2ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該地区(羽幌町)の総面積47,265haから都市計画用途区域を除いた46,950.2haのうち、農地が2,820ha(農林水産省平成30年面積調査)(6%)、林野が38,331ha(2015年農林業センサス)(81.6%)となっている。また、15歳以上就業者総数6,510人のうち、農林漁業従事者数が1,010人(平成27年国勢調査)と最も多く、農林漁業が重要な地域の基幹産業であることが明らかである。それらのことから、上記区域を活性化区域とする。		
②法第3条第2号関係: 羽幌町の人口は減少傾向であり、高齢化傾向も高まっている。これらの対応策として、転出者の抑制と転入者の増加を図ることは必要不可欠であり、本町のような中山間地域においては、雇用の場の創出は、集落の人口流出、移住、定住者の仕事の確保、所得を向上させることに有効であると考え。また、基幹産業である農業が繁栄することは、地域の活性化には必要不可欠であるとともに、今後一層重要になると考える。		
③法第3条第3号関係: 羽幌町は、過疎、振興山村、中山間、特定農山村、豪雪、辺地に指定されており、既に市街地を形成している地域や離島地区を除いた地域を対象としている。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		権利の種類(※1)		土地所有者		権利の種類(※1)		土地所有者			農地(※2)	市民農園施設
					氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

供用開始後の3年後に、「米の販売額の増加」、「新規就農者の増加」の指標について、目標の達成状況の評価を行う。
販売額の増加については、販売額実績により、新規就農者の増加については、専従者給与額実績により行う。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。